

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2022年 5月 16日

高知県知事 殿



提出者

住 所 愛媛県西条市小松町新屋敷甲1216-4

氏 名 支店長 井上 滋夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0898-72-6161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東亜道路工業株式会社 四国支店
事業場の所在地	愛媛県西条市小松町新屋敷甲1216-4
計画期間	2022年4月1日 ~ 2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	工事高 7億円
③ 従業員数	16人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	工事受注 → 委託契約締結 → 工事施工(産業廃棄物発生) → 収集運搬・中間処理(再資源化)もしくは最終処分

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
 (本社) 代表取締役 廃棄物処理に関する検討、廃棄物の抑制、再生利用適性処理の  
 (支社) 安全環境室 推進等計画的な廃棄物管理の運営を行う上での必要事項の策定。

(支店) 支店長 廃棄物処理方針の策定、廃棄物処理に関する各種事項の決定・  
 (廃棄物処理責任者) 承認、廃棄物処理計画の作成、処理業者・再生利用業者の調査・  
 委託契約の締結、社員・作業員への教育と情報提供や指導。

(工事現場) 現場代理人 産業廃棄物委託契約の作成、産業廃棄物管理票の交付並びに産業  
 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 ( 2021年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙1-1に追記
	排 出 量	2,799.5 t	t
	(これまでに実施した取組) 排出される産業廃棄物は工事現場より発生し、そのほとんどががれき類である。発生量は工事受注量により変化する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙1-1に追記
	排 出 量	2,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の発生を抑制できる工法の提案を行っていきたい。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類については、コンクリートとアスファルトを分別し中間処理施設(再資源化)へ排出している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 社員や協力業者への指導・教育を行い分別と減量化を推進する。

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（2021年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	該当なし
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（2021年度）実績】（別紙1-2に追記）	
	産業廃棄物の種類	がれき類
		木くず
	全処理委託量	2,799.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
	再生利用業者への処理委託量	9,736 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
(これまでに実施した取組) 廃棄物処理業者の選定に伴い委託先の現地調査を実施。 委託先の処分状況を確認。 廃棄物管理票の管理を徹底する。		

(第5面)

② 計画	【目標】(別紙1-2に追記)		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	2,000 t	4 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	2,000 t	4 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物処理業者の選定に伴い委託先の許可状況や現地調査を実施。 委託先の処分場稼働状況を確認。 廃棄物管理票の管理を徹底するように指導。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙1)

1, 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状 木くず 4.0t

汚泥 1.1t

② 計画 木くず 2.0t

汚泥 1.0t

2, 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状 汚泥 1.10t 再利用業者への処理委託量 1.10t

② 計画 汚泥 1t 再利用業者への処理委託量 1t